

講演

**在宅医療・介護連携推進事業
終活などに関する講演会を開催します**

④ 地域包括支援センター ☎77・3925

これからの人生を自分らしく過ごし、人生の終わりの締めくくり方について考えてみませんか？自分らしく今をより良く生きるための講座です。

誰でも、いつでも、命に関わる大きな病気やけがをする可能性があります。命が迫った状態になると、約70%の方が受けたいケアを決めたり、自分の希望を人に伝えたりすることができなくなると言われています。

万が一のとき、延命治療や受けたいケア、葬儀や財産分与はどうするかなど、家族や大事な人に自分の意思を残しておきませんか。講座では、終活において話題のエンディングノートの書き方についても学びます。ぜひご参加ください。

■開催日 12月10日(金)

■時間 午後2時～3時30分

(受付は午後1時30分～)

■会場 役場南庁舎1階研修室

■講師 イオンライフ株式会社

終活カウンセラー1級

杉村 幸一 氏

■内容(講演)

「元気な今だからこそ考える



▲今日も飛行機日和 (ひこうきの丘)

「あなたらしく選ぶ終活」

「もしものときのために『人生会議』」

「人生の最終段階の医療・ケアを考える」

「参加費 無料(参加者の皆さんにエンディングノートを配布します)」

■定員 先着25人(定員になり次第締め切り)

■申込み 12月3日(金)までに地域包括支援センターへお申し込みください。

山武郡市環境衛生組合

令和2年度決算

④ 山武郡市環境衛生組合 ☎0479-86-3131

構成市町である芝山町、山武市、横芝光町が共同でごみ処理などの事業を行っている、山武郡市環境衛生組合の令和2年度決算をお知らせします。

歳入の部 (単位:円)

分担金及び負担金	660,000,000
使用料及び手数料	176,984,180
財産収入	9,917,812
繰入金	42,000,000
繰越金	46,034,933
雑収入	17,069,331
合計	952,006,256

歳出の部 (単位:円)

議会費	189,580
総務費	161,748,082
衛生費	734,687,551
公債費	16,878,858
予備費	0
合計	913,504,071

**11月12～25日は
「女性に対する暴力をなくす運動」期間です**

一傷つけた方が悪い。
性暴力に言い訳は通らない。一

あなたの望まない性的な行為は、性暴力です。
性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まずに相談してください。

【電話で相談】

■内閣府 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
#8891 (はやくワンストップ)

■警察庁 性犯罪被害相談電話
#8103 (ハートさん)

【SNSで相談】

内閣府 性暴力に関するSNS相談
「Cure time (キュアタイム)」



▲QRコード

年金

国民年金保険料 社会保険料控除の対象です

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912
千葉年金事務所 ☎ 043・242・6320
年金加入者ダイヤル ☎ 0570・003・004

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されるため、税額が軽減されます。

■控除の対象

令和3年1月から12月までに納付された保険料全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子さまなど）の負担すべき保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

■社会保険料控除を受けるには

本年度中に納付した保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに保険料を支払った証明書類の添付が必要です。

令和3年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方には、**10月下旬から11月上旬にかけて、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険**

料）控除証明書」が送付される

予定です。申告書の提出の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて保険料を納付された方には、令和4年2月上旬に送付される予定です。

■納め忘れのないように

税法上非常に有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方です。保険料は納め忘れのないようにきちんと納付しましょう。



後期

75歳の誕生日を迎えられる方へ 後期高齢者医療制度をご確認ください

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912
千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎ 043・308・6768

75歳になられる方は、今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などから抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。誕生日以降に使用する後期高齢者医療被保険者証は、誕生日の1カ月前までには郵送で送付します。

■納付について

誕生日を過ぎた後、およそ1〜2カ月経過してから保険料通知書および納付書を送付します。書類をご確認の上、納付をお願いします。

■納付に関する注意事項

・75歳を迎えられてからすぐに**年金天引きは始まりません**。
その間は、**納付書もしくは口座振替（事前に申し込みが必要）での納付のどちらかになります**。

・申し出により特別徴収（年金天引き）から普通徴収（口座振替）に変更することが出来ます。希望される方は、国保年金係までお問い合わせください。

・国民健康保険税を口座振替で納付されていた方でも、あらためて後期高齢者医療保険料

の口座振替の手続きが必要となります。

・保険料が未納のままとなっている場合、被保険者証の有効期限が1年から6カ月へと短くなる恐れもあります。納め忘れなどには十分ご注意ください。

■健康保険の被扶養者がいる場合の注意事項

被保険者（75歳になられる方）の被扶養者の方も、加入している会社の健康保険から脱退するため、**新たに国民健康保険などの医療保険制度への加入手続きが必要となります**。（自動的には切り替わりませんので**ご注意ください**）

また、他の医療保険制度への加入手続きを行わなかった場合、一時的に医療費が全額自己負担となることがあります。